別表十七(四)の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の4第1項《 国外関連者との取引に係る課税の特例》に規定する 国外関連者(同条第5項の規定の適用がある場合に おける同項に規定する非関連者を含みます。以下こ の記載要領において「国外関連者」といいます。) との間で取引を行った場合において、同条第25項の 規定の適用を受けるときに記載します。
- 2 「特殊の関係の区分」の欄には、法人と国外関連 者の関係が措置法令第39条の12第1項各号《国外関 連者との取引に係る課税の特例》のいずれに該当す るかを記載します。また、措置法第66条の4第5項 の規定の適用がある場合には、同項の規定を記載し ます。
- 3 「株式等の保有割合」の欄の「保有」の欄には、 法人が直接又は間接に保有する国外関連者の株式等 の保有割合(措置法令第39条の12第2項に規定する 合計した割合をいいます。以下3において同じで す。)を記載し、「被保有」の欄には、国外関連者 が直接若しくは間接に保有する当該法人の株式等の 保有割合又は当該法人及び国外関連者が同一の者に よってそれぞれその発行済株式等を直接若しくは間 接に保有されている場合における当該同一の者の直 接若しくは間接に保有する当該法人の株式等の保有 割合を記載し、「同一の者による国外関連者の株式 等の保有」の欄には、当該法人及び国外関連者が同 一の者によってそれぞれその発行済株式等を直接又 は間接に保有されている場合における当該同一の者 の直接又は間接に保有する当該国外関連者の株式等 の保有割合を記載します。
- 4 「直近事業年度の営業収益等」の各欄には、法人 の当該事業年度終了の日以前の同日に最も近い日に 終了する国外関連者の事業年度の営業収益、営業費

- 用、営業利益、税引前当期利益及び利益剰余金の額をそれぞれ記載します。
- 5 「国外関連者との取引状況等」の各欄は、取引の 種類を記載するものとし、当該取引の種類別の各欄 の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 「受取」又は「支払」の各欄には、法人の当該 事業年度において、当該法人が国外関連者から支 払を受ける対価の額の取引の種類別の総額又は当 該法人が国外関連者に支払う対価の額の取引の種 類別の総額をそれぞれ記載します。この場合にお いて、記載すべき金額の単位は百万円とし、百万 円未満の端数は四捨五入します。
 - (2) 「算定方法」の各欄には、措置法第66条の4第 2項に規定する算定の方法のうち、法人が国外関 連者から支払を受ける対価の額又は当該法人が国 外関連者に支払う対価の額に係る同条第1項に規 定する独立企業間価格につき当該法人が選定した 算定の方法(一の取引の種類につきその選定した 算定の方法が二以上ある場合には、そのうち主た る算定の方法)をそれぞれ記載します。この場合 において、当該独立企業間価格の算定に関し参考 となるべき事項を別紙に記載し、添付します。
- 6 「事前確認の有無」の欄には、「国外関連者との 取引状況等」の欄に記載した取引に係る独立企業間 価格の算定の方法についての法人の納税地を所轄す る国税局長若しくは税務署長又は我が国以外の国若 しくは地域の権限ある当局若しくは外国居住者等の 所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に 関する法律第2条第3号(定義)に規定する外国の 租税に関する権限のある機関による確認の有無を記 載します。